



Title	技術標準と市場の失敗：特許制度における救済策の改善を中心に〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	劉，影
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12345号
Issue Date	2016-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62606
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	LIU_YING_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学 位 論 文 題 名

技術標準と市場の失敗
ー特許制度における救済策の改善を中心にー

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

1. 本論文の目的

近代特許制度の誕生はヴェネチアに始まる。一一世紀から一六世紀までの間、地中海貿易で栄え、ルネッサンス文化の中心地の一つであったヴェネチア共和国において、新しい技術に習熟した職人を国外から招く際になんらかの仕組みが必要であったし、新たな技術を実際に使用する際に何らかの特典が必要であった。そこで、現在の特許制度の原型ともいえるものが誕生した。産業革命の到来につれて、十八世紀に入って石炭と鉄と工場による生産方式が急速に普及するようになった。口火をきり、駆動役となったのが綿紡績業と織物業であった。この時の発明は、おもに綿紡績業と織物業を巡るものでした。有名な例として、綿紡績工場ははじめその動力として水車を利用していたが、次第に人口的な動力を求め、それはワイアットの蒸気機関の発明である。以上から、特許制度が最初に設計されていた際に、ほとんど一発明対一製品だったと見受けられる。

もっとも、過去の何十年の間に、状況が著しく変わってきた。化学、バイオテクノロジー、ソフトウェアに関する特許が激増しているのみならず、ますます多くの製品には、単一の新たな発明が組み入れたわけではなく、数多くの部品による組み合わせとなっていた。情報通信分野をはじめ IT 産業において、実際の商品の生産は複数の技術知識に立脚しながら行われる。経営学者である Henry Chesbrough 氏が提唱したオープン・イノベーションとは、「企業がより多くの社外のアイデアを自社のビジネスにおいて活用すべきであり、そしてより多くの社内の未活用のアイデアを他社に活用してもらうべきである」という包括的な概念を指す。今後、少なくとも IT 産業において、プロパテント時代からプロ・イノベーション時代になるのであろうと推測される。

かりに 17 世紀に登場した現代につながるイギリス起源の特許制度が、少なくとも千のオーダーを超える特許権が一つの製品に絡むことは予定していなかったとすると、ここでは、特許制度が予定していない段階が生じているのではないか。IT 産業のイノベーション構造にふさわしい特許制度を探究することが喫緊な課題となろう。

他方、我々は、インフォメーション時代に立っている。多くのインフォメーション・テクノロジーに関して、広く支持されているフォーマットやシステムを利用することで消費者が恩恵を受けている。そのため、互換性を求める標準化活動は、インフォメーション時代に極めて重要となる。IT 産業における技術標準は、我々の生活と密接に関連しており、人々の生活方式をも変えている。IT 産業において全世界を席卷したアップル社のヒット商品である iPhone を例として挙げると、iPhone 携帯電話に搭載されている FaceTime を使えばビデオ通話や音声通話を楽しむことができる。これは、3G による便益であろう。

もつとも、技術標準において、ネットワークの構成部分としてボトルネックとされる要素が多くており、ネットワーク効果が顕著であると考えられている。この際に、互換性を高めることを通じて、消費者間のスイッチング・コストを減らすことができる。しかし、標準化活動に伴い、スイッチング・コストが発生する可能性があるため、ホールド・アップやロイヤルティ・スタッキングという市場の失敗が生じやすくなる。標準化組織は、これらの市場の失敗の治癒に対して、積極的な役割を果たしている。そこで、FRAND 条件のような IPR 政策を活用するできると思われる。

近年、技術標準を巡る紛争は、欧米、日本、中国において頻発している。平成 26 年飯村敏明知的財産高裁裁判所所長（当時）が裁判長を務められたアップル対サムスン事件知財高裁大合議判決・決定¹は、日本において、標準必須特許（Standard Essential Patent, SEP と略称）の権利行使に関して、初めての事件である。こうした背景に、法制度の角度から、如何に SEP 特許権者の差止請求権を如何に制限すべきか、極めて注目されている。

特許制度には、市場の失敗を治癒する役割を果たしている。こうした認識に基づき、本稿は、特許制度における救済策の改善を通じて、技術標準における市場の失敗を解消することを志向しており、標準化活動の目的としての技術の汎用と技術標準に読み込まれた特許権技術への適当なインセンティブ両者のバランスを取るように、研究を展開することにした。

2. 本論文の構成

本論文は、序章を含めて次のように構成されている。

序章

第Ⅰ章 技術標準に関わる特許制度の理論的基礎に関する考察

第Ⅱ章 技術標準における市場の失敗

第Ⅲ章 FRAND 条件の活用—FRAND 条件の法的性格の解釈

第Ⅳ章 特許制度における救済手段の調整

以上のように、本稿は、イノベーション構造が変化している背景に、技術標準の現代社会に対する重要性を認識したことに基づいて、FRAND 条件の役割を最大に活用させたうえで、特許制度における救済策の改善を通じて、ホールド・アップやロイヤルティ・スタッキングを解消することを意図しているものである。米国と中国にの議論を比較検討しながら、以下のように検討を行いたい。

まず、第Ⅰ章で、本稿が従来のインセンティブ論に立脚して特許制度の存在意義を説明するものであることを明確する。特許政策の舵取り理論から、プロ・イノベーション時代において、イノベーション構造が多様性を呈しており、イノベーション政策の観点から、制度設計の際にして、ワン・フィッツ・オールではなく、産業におけるイノベーション構造に応じて区別して扱うべきである、という示唆を受けられる。異なる産業の典型例である IT 産業は、その特徴として、技術が極めて累積的、かつ集約的に利用される点にある。私的秩序形成は、IT 産業が直面している困境の解消に役割を果たしているにもかかわらず、いくつかの限界が内在していると見られる。したがって、技術標準に読

¹ 知財高判平成 26・5・16（平 25（ネ）10043）判時 2224 号 146 頁、知財高決平 26・5・16（平 25（ネ）10043）判時 2224 号 89 頁。

み込まれた SEP の権利行使を規制する際にして、産業構造や権利付与後の機会主義的な行動に起因する要素を解消する根本的な解決策は、FRAND 条件を活用したうえで、特許制度自身の改善に期待するしかない。そこで、本稿は、技術標準を研究対象とし、特許制度を設計する際に、IT 産業におけるイノベーションの特徴に応じて、特許制度のあり方を探究することにしたい。

次に、第Ⅱ章で、技術標準において、ホールド・アップとロイヤルティ・スタッキングという市場の失敗の存在を明確させる。第1に、ホールド・アップ問題の解決には、FRAND の活用が期待されているものの、上記ポリシーにアウトサイダー問題が存在している。こうした限界に鑑みて、ホールド・アップ問題という「市場の失敗」を治癒するために、何らかの人為的な措置をとることで不効率性を解決できるかが模索されるしかない。この場合に、法が介入する余地が生じると思われる。第2に、私権化を過剰に主張したことで資源が効率的に利用されないという結果、いわゆるアンチ・コモنزの悲劇が果たして発生する。標準化の場面において、ロイヤルティ・スタッキングが存在していることが明らかにされた。この点に関して、損害賠償額の算定において考慮する。

続いて、第Ⅲ章で、第Ⅱ章に得られた問題意識に基づき、FRAND 条件の役割を最大限に活用させるために、アメリカの経験を踏まえて、日本にふさわしいアプローチ、つまり、第三者のためにする契約に解釈することを試み、そしてそのアプローチに残された限界（アウトサイダー）を明確させようとする。

最後に、第Ⅳ章で、FRAND 条件に限界が存在することに鑑みれば、ホールド・アップとロイヤルティ・スタッキングを根本的に解消するために、特許制度における救済策の改善から着手しなければならない。まず、ホールド・アップを解消するために、特許権者に差止請求権を武器として使えさせないようにしなければならない。このように、事後取引を抑えつつ、事前取引を促進することができる。本稿は、SEP 特許権者が差止請求権を主張する際にして、ホールド・アップの類型に基づいて、事後取引を抑える観点から、「草に潜む蛇」、「おとり販売」、特にアンチ・コモنز類型のホールド・アップを防ぐために、条文化の提言を試みた。

もともと、ここで、問題を根本的に解消できると言えない。FRAND 条件に従うロイヤルティは、ホールド・アップによる価値を含まない事前価値を反映しつつ、多数の権利者が同時に権利を主張する際に、全ての特許権技術に配分されるべき総額をコントロールすべきである。この事前価値は、ホールド・アップなしで当事者が合意を達することができるロイヤルティを指すべきである。このロイヤルティを反映するために、標準策定前の時点を算定の基準時とするべきであろう。そして、ロイヤルティ・スタッキングを解消するために、シーリングを設定することを通じて、単数または多数の特許権技術に配分する総額を得られる。多数の特許権技術が存在する場合に、如何にロイヤルティを配分すべきかを工夫しなければならない。